



女性および助産師に関する権利章典

背景

国際助産師連盟（ICM）は、世界各国の政府に対し、誰もが利用可能で有効な助産ケアを、すべての女性と乳児と助産師の基本的人権として認知し支援するよう求める。

ジェンダー平等と教育機会をめぐる女性の問題は、女性が多数を占める職業としての助産師にも関わる問題である。この「女性および助産師に関する権利章典」は、組織的に否定されてきた女性と助産師の基本的人権に目を向け、助産と母性サービスの向上を目ざして変化を求める際に、政府にアプローチするための新たな枠組みを提供するものである。

ICM のビジョン、ミッション、理念そして基準を政府が認知し支援することにより、各国は、国連ミレニアム開発目標の3、4および5に謳われた女性および妊産婦・新生児の死亡率・罹患率の引き下げと健康状態の改善を達成できると期待される。

女性は、ほとんどの状況において最も適切なケア提供者となる助産師のケアを受ける権利を有し、助産師は、その使命達成に向けた実践と連携を促進するに十分な教育と規制を与えられる権利を有すると、ICM は考える。

権利章典

他の同様の文書を踏まえ、ICM は、全世界の女性と助産師の基本的人権として、以下が認知されるべきであると考え。具体的には以下のとおりである。

女性の権利

1. すべての女性は、出産において、自律的で能力のある助産師によるケアを受ける権利を有する。

- 2.[o1] すべての女性は、価値ある存在として尊重される権利を有する。
3. すべての女性は、自己の身体的な安全への権利を有する。
- 4.[o2] すべての女性は、あらゆる形態の差別を受けない権利を有する。
- 5.[o3] すべての女性は、最新の保健情報を得る権利を有する。
- 6.[o4] すべての女性は、自身の保健医療に関する決定に積極的に参加し、インフォームド・コンセントを示す権利を有する。
- 7.[o5] すべての女性は、プライバシーの権利を有する。
- 8.[o6] すべての女性は、出産する場所を選択する権利を有する。

助産師の権利

1. すべての助産師は、助産師としての能力を開発・維持できるような助産に特化した教育を受ける権利を有する。
2. すべての助産師は、助産師の実践に関する国際助産師連盟による定義と適用範囲の中で、自己の責任において助産を実践する権利を有する。
3. すべての助産師は、保健医療専門職として認知・尊重・支援される権利を有する。
4. 助産師は、国内レベルで助産・母性政策とサービスに寄与し得る強力な助産師団体を利用する権利を有する。

女性および助産師の権利

1. 助産師および女性は、女性と乳児にとって安全で、能力のある、自律した助産要員[o7]を確保する規制制度に対する権利を有する。
2. 助産師および女性は、女性と乳児のニーズに十分応えうる助産師を確保するための、国の助産要員に関する計画に対する権利を有する。
3. 女性および助産師は、政府および健康と教育に関わる政府機関により尊重される権利を有する。
4. 助産専門職は、独特の特徴ある専門職として認知される権利を有する。

関連参考文献

ICM（2008年）国際助産師倫理綱領、ハーグ、ICM

ICM（2010年）助産師の定義、ハーグ、ICM

ICM（2010年）基本的助産業務に必須な能力、ハーグ、ICM

ICM（2010年）助産師教育の世界基準、ハーグ、ICM

ICM（2010年）ミレニアム開発目標達成に向けた助産の規模拡大：地域的アプローチの強化（2010～2014年）

ICM（2011年）助産規制の世界基準、ハーグ、ICM

ICM、UNFPA プログラム（2009年）ミレニアム開発目標5に向けたプロセス加速のための助産師
およびその他の助産技術を持つ者への資金投入

ICM、WHO、ICN（2007年）看護と助産の強化に関するイスラマバード宣言、3月4～6日、パキ
スタン

2011年、ダーバンでの国際評議会にて採択

次回見直し予定：2017年